医療安全対策に関する 取り組み事項

1．安全管理に関する基本的考え方

安全な医療・介護の提供は、すべての基本であり、グループの理念「全人医療」・「全人介護」の根幹にかかわる重要事項と考えています。当院は、医療安全管理体制の確立を図り、医療提供・業務遂行にあたって、安全に行うよう努めます。

2．医療安全対策のための 組織（体制）に関する 基本的事項

医療安全対策の意思決定機関として、医療安全対策委員会を設置し、毎月会議を開催しています。その下部組、医療安全推進チームは、諸施策の企画・検討・実施・評価、院内ラウンド等を行っています。また、院長直轄のクオリティ管理部 医療安全対策課は、医療安全推進の総合的な運営・活動を行っています。

3．医療安全対策のための 研修に関する 基本的事項

医療安全の基本的考え方、事故防止の具体的手法等の周知・徹底を通し、グループ全体の医療安全向上のため、全職員に向け年２回以上の研修を行っています。

他、医療安全に関連する、院内迅速対応チーム（RRT）、報告書確認対策チーム、肝炎対策チーム、『チーム STEPPS』推進チームにおいても、定期的に研修を開催し、医療安全推進のための具体的な知識習得を図っています。

4．報告等に関する 基本的事項

すべての職員は、医療事故、及び事故になりかけた事例について報告を行います。報告内容は、グループの医療の質改善と、事故の未然防止・再発防止策策定のために活用しています。

5．医療安全対策関連マニュアル集の整備に関する 基本的事項

安全な医療・介護の提供のため、各種委員会・各種部門の協力を得て、各種マニュアルを整備しています。毎年、内容を確認し、必要に応じて作成・改定を行うとともに、定期的に全職員に周知を行っています。

6．医療事故発生時の対応に関する基本事項

医療事故発生時は、救命を第一に最善の処置を行います。また、救命措置の遂行に支障を来さない限り、可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について、患者・利用者本人、家族等に誠意をもって説明いたします。

7．情報共有に関する 基本的事項

本取り組み事項を網羅する医療安全管理指針は、全職員に周知徹底しています。その内容は、院長の指示のもと、医療安全対策委員会において、必要に応じて検討しています。また、医療従事者と、患者・利用者、家族で情報の共有を行い、医療安全管理指針の閲覧の求めがある場合は、対応いたします。

8．相談への対応に関する 基本的事項

患者・利用者、家族からの、病状や治療方針、医療安全に関するものを含む相談に適切に対応するため、医療相談窓口（よろず相談室）を設置しています。

9．院内死亡事例の全例把握と検証事例対応に関する基本的事項

当院におけるすべての死亡事例について、医療法に基づき、その状況の確認を行っています。必要に応じて、院長指示のもと、検討会議を行っています。

2025 年　5 月　20 日
淀川キリスト教病院　院長